

◎マイナンバーが必要です

住民税申告書には申告者本人の個人番号を記載することが必須となっています。下の表を参考にして下さい。

申告者	必要書類
本人	①マイナンバーカード ②通知カードと本人確認書類(2点組み合わせ) ③マイナンバー入り住民票の写しと本人確認書類(2点組み合わせ)
代理人	①法定代理人の場合はその資格を証明する書類 法定代理人以外の場合は委任状又は本人しか持ち得ない書類(本人の保険証など) ②代理人の本人確認書類 ③本人のマイナンバーカード又は通知カード等(コピー可)

◎所得金額について 【所得金額】=【収入金額】-【必要経費】

【収入金額とは】 ◇令和7年中に収入となることが確定した金額となります。例えば売掛金や、未収家賃なども収入金額になります。
※給与・配当・原稿料・印税・外交員報酬などは、手取額ではなく所得税などを差引かれる前の金額が収入金額となります。

【必要経費とは】 ◇令和7年中に収入を得るために要した費用となります。
例えば、販売した製品の原価・租税公課・雇人費・地代・家賃・借入金の利子・修繕費・減価償却費・営業用に消費した光熱費等です。
※衣食住費・養育費等の生活費・所得税・住民税・相続税・罰金・料金などは必要経費にはなりません。

【所得金額の内容】

事業 所得	① 営業等	◇商品外交員・生命保険外交員などの収入による所得 ◇卸売業・小売業・製造業・修理業・飲食業・サービス業などから生ずる所得	※事業所得・不動産所得がある場合は、収支内訳書の記入が必要です。
	② 農業	◇農産物の生産・果樹栽培・家畜飼育などから生ずる所得	
③ 不動産		◇貸家・賃間・貸アパート・貸駐車場・貸地などによる所得	
④ 利子		◇公社債や預貯金の利子および公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 ※原則として5%の源泉徴収による分離課税のため、申告は不要です。	
⑤ 配当		◇株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得	
⑥ 給与		◇給料・賃金・賞与などの収入（前年中の総支払金額で税金などを差引く前の金額です） ※日給、または所得税を徴収していない事業所に勤務している方は、事業主からの給与支払明細書で収入金額を確認してください。	
⑦ 雑	公的年金等	◇年金・恩給などの収入	
	その他のもの	◇互助年金・個人年金・原稿料などで、他の所得に該当しない所得	
総合譲渡		◇土地建物以外の資産（営業権・車両・機械器具など）の譲渡による所得で、所有期間（5年間を超えるか）によって長期と短期に区分されます。	※総合長期譲渡所得と一時所得は、その1/2が課税対象です。
一時		◇生命保険・学資保険または養老保険等の満期返戻金などのような一時的な所得	※50万円を限度とした特別控除があります。

※高額な判断をする申告は、税務署での申告をご案内する場合がございますのでご了承ください。

※省内労働法に規定する家内労働者、外交員、集金人、電力等検針員については、所得計算の特例があります。

◎令和8年度から特定親族特別控除が始まりました

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高45万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下の人のことをいいます。

※合計所得金額が58万円以下の場合は特定扶養控除を適用することができます。所得控除・扶養控除②に記載のとおり。

※生計を一にする親族の年齢は令和8年1月1日時点で計算されます。19歳以上23歳未満は平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方です。

※特定親族特別控除に該当する方については、扶養人數には含まれません。

特定親族の合計所得金額	控除額	収入金額(給与のみの場合)
580,001円～ 950,000円	45万円	1,230,000円超1,600,000円以下
950,001円～ 1,000,000円	41万円	1,600,000円超1,650,000円以下
1,000,001円～ 1,050,000円	31万円	1,650,000円超1,700,000円以下
1,050,001円～ 1,100,000円	21万円	1,700,000円超1,750,000円以下
1,100,001円～ 1,150,000円	11万円	1,750,000円超1,800,000円以下
1,150,001円～ 1,200,000円	6万円	1,800,000円超1,850,000円以下
1,200,001円～ 1,230,000円	3万円	1,850,000円超1,880,000円以下
1,230,001円～	0円	1,880,000円超

◎電子申告について

◆インターネット(e-Tax)による確定申告について

申告相談会場に来場いただいた場合でも、申告期間内であれば、24時間いつでも所得税の申告を行なうことができます。

74.1%の方が利用しているインターネット(e-Tax)による申告をぜひご利用ください。

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>

◆市県民税申告の電子化が令和8年度分の申告(令和7年中の所得に対する申告)から始まります。

スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して、eLTAX(エルタックス)のホームページ、マイナポータルを経由して、市県きが開始される予定です。概要については、特設ページをご確認ください。

<https://www.eltax.nta.go.jp/news/12336>